

西郷村地域防災計画

(資料編)

(令和6年3月修正)

西郷村防災会議

目 次

1. 条例関係	1
1.1. 西郷村防災会議条例	1
1.2. 西郷村災害対策本部条例	3
1.3. 西郷村水防協議会条例	5
1.4. 西郷村消防団設置等に関する条例	6
1.5. 西郷村消防団組織等に関する規則	7
2. 協定	11
2.1. 応援協定等一覧	11
2.2. 大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱	13
3. 情報・通信関係	17
3.1. 気象情報の発表基準	17
3.2. 屋外拡声子局の設置箇所	18
3.3. 雨量観測所	18
3.4. 水位観測所	18
4. 危険箇所	19
4.1. 土砂災害警戒区域	19
4.2. 山腹崩壊危険地区	21
4.3. 崩壊土砂流出区域	21
4.4. 砂防指定地	21
4.5. 重要水防区域	21
5. 緊急輸送関係	22
5.1. 緊急輸送路	22
5.2. 緊急輸送車両標章	24
5.3. 災害対策基本法に基づく交通規制表示	24
5.4. ヘリコプター臨時離着陸場	24
5.5. 福島県消防防災ヘリコプター運航管理要綱（抜粋）	25
6. 医療救護関係	28
6.1. 福島県災害救急医療システムネットワーク実施要領	28
7. 避難関係	30
7.1. 避難所	30
7.2. 避難場所	31
7.3. 福祉避難所	31
7.4. 災害警戒区域内の要配慮者利用施設	32
8. 被害調査関係	33
8.1. 被害の認定基準	33
9. 災害救助関係	36
9.1. 災害救助法による救助の程度、方法及び期間	36
9.2. 消防団の組織等	39

1. 条例関係

1.1. 西郷村防災会議条例

昭和38年3月20日条例第4号

改正 昭和63年3月23日条例第11号 平成12年3月23日条例第13号

令和5年6月19日条例第16号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、西郷村防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 西郷村地域防災計画を作成し、及び実施を推進すること。
- (2) 西郷村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、村長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関のうちから会長が任命する者
 - (2) 県の知事の部内の職員のうちから会長が任命する者
 - (3) 県警察官のうちから会長が任命する者
 - (4) 村長がその部内の職員から指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 白河地方広域市町村圏消防本部西郷分署長及び消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから会長が任命する者
- 6 第5項の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 7 前項の委員は、再任されることができる。

(招集)

第4条 会議は、会長が招集する。

(専門委員)

第5条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員をおくことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、県の職員、村の職員、関係指定公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、会長が委嘱する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第6条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事、その他防災会議の運営に関し、必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

附 則

この条例は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年3月23日条例第11号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月23日条例第13号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（令和5年6月19日条例第16号抄）

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

資料編

(経過措置)

第2条 この条例の施行の際現に附属機関の委員である者は、施行日においてそれぞれの附属機関の委員として委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱され、又は任命されたものとみなされる者の任期は、施行日における従前の附属機関のそれぞれの任期の残任期間とする。

2 前項の委員が在任する間の当該附属機関の委員の定数及び構成は、なお従前の例による。

1.2. 西郷村災害対策本部条例

昭和38年3月20日 条例第5号

改正 昭和63年3月23日条例第12号 平成4年7月3日条例第31号

平成12年3月23日条例第12号 平成19年12月25日条例第37号

平成25年3月28日条例第6号 令和2年3月23日条例第2号

(目的)

第1条 この条例は災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第7項の規定に基づき、西郷村災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 西郷村内に災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、災害情報の収集並びに災害対策の樹立及び実施の統一化及び円滑化を期するために必要があるときは、この条例の定めるところにより西郷村災害対策本部（以下「本部」という。）をおくものとする。

(処理事項)

第3条 本部は災害の状況を速やかに把握し、災害対策の樹立及び実施を統一的かつ円滑に行うために必要な事項を処理する。

(職員)

第4条 本部の構成は、次のとおりとする。

(1) 本部長 1人

(2) 副本部長 3人

(3) 本部員

2 本部長は村長とし、副本部長は副村長、教育長及び消防団長とし、本部員には本部長が指名した者をもって充てる。

3 本部長は、本部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を行う。

5 本部員は、本部長の命を受け、本部の事務を処理する。

(報告等)

第5条 本部員は本部がおかれた場合において、災害に関する情報を収集したときは、当該情報を防災課長に報告しなければならない。

2 防災課長は、収集した情報を本部長に連絡しなければならない。

(庶務)

第6条 本部の庶務は、防災課で処理する。

(雑則)

第7条 本部長は、災害の状況に応じ、関係機関に対し連絡又は必要な措置を講ずるよう等の協力を要請するものとする。

第8条 前各条に定めるもののほか、本部に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年3月23日条例第12号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成4年7月3日条例第31号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月23日条例第12号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年12月25日条例第37号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年3月28日条例第6号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

資料編

附 則（令和2年3月23日条例第2号抄）
（施行期日）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

1.3. 西郷村水防協議会条例

昭和52年3月19日 条例第17号

(趣 旨)

第1条 水防法(昭和24年法律第193号)第26条第5項の規定による西郷村水防協議会(以下単に「協議会」という。)の組織及び運営については、この条例の定めるところによる。

(会長及びその代理者)

第2条 会長は、協議会を代表し会務を総理する。

2 会長に事故あるときは、会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(委員及びその職務代理者)

第3条 関係行政機関の職員たる委員又は関係団体の代表たる委員に事故あるときは、その指名する職務上の代表者が、その職務を代理する。

(委員の任期)

第4条 関係行政機関の職員たる委員の任期は、当職にある期間とし、その他の委員の任期は2か年とする。ただし補欠委員の任期は、前任委員の残任期間とする。

2 村において特別の事由があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、その任期中においてもこれを免じ又は解嘱することができる。

(会 議)

第5条 会長は、会議を招集し、その議長となる。

第6条 協議会員の2分の1以上の出席者がなければ、会議を開くことができない。

2 協議会の議事は出席者の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事及び書記)

第7条 協議会に幹事及び書記各々若干名をおき、会長が命じ、又は委嘱する。

2 幹事は会長の命を受け、庶務を整理する。

3 書記は上司の命を受け、庶務に従事する。

(手当及び費用弁償)

第8条 委員、幹事又は書記に対しては、予算の範囲内で村の定めるところにより手当の支給及び費用弁償をすることができる。

(委 任)

第9条 前各条に定めるもの及び協議会が自から定めるもののほか、協議会について必要な事項は会長が定める。

附 則

この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

1.4. 西郷村消防団設置等に関する条例

昭和56年3月20日 条例第11号

(趣旨)

第1条 この条例は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第15条第1項の規定に基づき西郷村消防団の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 西郷村の消防事務を処理するため消防団を置く。

(名称及び区域)

第3条 消防団は西郷村消防団(以下「消防団」という。)と称し管轄は西郷村の区域全部とする。

(定数)

第4条 消防団員の定数は330人とする。

(消防団員)

第5条 消防団に消防団長その他規則で定める消防団員(以下「消防団員」という。)を置く。

(任命)

第6条 消防団長は、消防団の推せんに基づき、村長が任命する。

2 消防団長以外の消防団員は村長の承認を得て消防団長が任命する。

(退職)

第7条 消防団員が退職しようとする場合はあらかじめ任命権者へ届出をして許可を受けなければならない。

(懲戒)

第8条 消防団員であつて次の各号の一に該当する場合には任命権者はこれを懲戒することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つたとき。
- (2) 職務の内外を問わず消防団員の体面を傷つける行為のあつたとき。
- (3) その他職務規律に違背する行為のあつたとき。

(懲戒の種類)

第9条 前条の懲戒は次の区別により行う。

- (1) 免職
- (2) 停職
- (3) 戒告

2 停職は1月以内の期間を定めて行う。

(懲戒権者)

第10条 前3条の規定による消防団員の退職及び懲戒は村長の承認を得て消防団長が行い消防団長については村長がこれを行うものとする。

(服務)

第11条 消防団員は消防団長の招集によつて出動し服務するものとする。

2 招集の命令を受けないときであっても火災その他災害の発生を知つたときは直ちに出動して服務しなければならない。

3 出動の際は次の各号に該当する場合のほか、村内の区域外に出動してはならない。

- (1) 白河市との相互応援協定に基づく区域
- (2) 出動の際に村の区域内であると認めたと区域外と判明したときは、この限りでない。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は村長が定める。

附則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 西郷村消防団設置条例(昭和39年西郷村条例第28号)は廃止する。

附則(平成24年9月25日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

附則(平成28年3月22日条例第8号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

1.5. 西郷村消防団組織等に関する規則

平成 28 年 3 月 31 日規則第 14 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、西郷村消防団の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 西郷村消防団（以下「消防団」という。）に消防団本部（以下「団本部」という。）を置く。

- 2 団本部に訓練部、方面隊及び女性部を置く。
- 3 方面隊に分団を置き、分団に班及びラッパ隊を置く。
- 4 各方面隊及び各分団の名称及び区域は、別表第 1 のとおりとする。
- 5 その他必要に応じて機能別消防団員を置く。
- 6 前項及び次条に定めるもののほか、機能別消防団員に関し必要な事項は、別に定める。

(団員の種類)

第 3 条 消防団に置く団員の種類は、基本消防団員（以下「消防団員」という。）及び機能別消防団員（以下「機能別団員」という。）とする。

- 2 消防団員は、機能別団員以外の全ての団員をいう。
- 3 機能別団員は、村長が定める特定の任務に限り従事する団員をいう。

(消防団員の役職)

第 4 条 消防団に次の役職を置く。

織区分	役職名
団本部	消防団長、副団長、訓練部長、方面隊長、訓練副部長、方面副隊長、訓練部員、女性部長、女性副部長、女性部員
分団	分団長、副分団長、班長、副班長、団員

(消防団員の階級及び定員)

第 5 条 消防団員の階級は、団長、副団長、分団長、副分団長、班長（以下「幹部」という。）及び団員とする。

- 2 次表の左欄に掲げる役職にある者の階級は、同表の当該右欄に定める階級とする。

役職名	階級
消防団長	団長
副団長、訓練部長、方面隊長	副団長
訓練副部長、方面副隊長、分団長、女性部長	分団長
訓練部員、副分団長、女性副部長	副分団長
班長	班長
副班長、女性部員、団員	団員

- 3 前条に規定する分団の分団長及び副分団長は、班長を兼務することができる。
- 4 消防団員の階級別定員については、別表第 2 のとおりとする。

(任命)

第 6 条 消防団長は、次の各号に該当する者から、団本部に属する者のうち階級が副団長、分団長又は副分団長であるものからの推薦に基づき、村長が任命する。

- (1) 本村に居住する者で年齢が 18 歳以上のもの
 - (2) 団本部に属する者のうち階級が副団長、分団長又は副分団長であるもの
 - (3) 志操堅固で身体強健な者
- 2 団本部に属する者のうち、階級が副団長、分団長又は副分団長であるものは、次の各号に該当する者から、幹部の推薦に基づき、村長の承認を得て、消防団長が任命する。
- (1) 本村に居住する者で年齢が 18 歳以上のもの
 - (2) 幹部（女性部長及び女性副部長を除く。）経験者である者。
 - (3) 志操堅固で身体強健な者
- 3 前 2 項に規定する者以外は、次の各号に該当する者から、当該分団又は班の推薦に基づき、村長の承認を得て、消防団長が任命する。

資料編

(1) 本村に居住する者又は本村に勤務する者で年齢が18歳以上のもの

(2) 志操堅固で身体強健な者

4 新たに消防団に入団しようとする者は、消防団員入団届兼推薦書(様式第1号)を提出するものとする。

5 第1項及び第2項の推薦は、消防団本部員異動届(様式第2号)及び推薦書(様式第3号)によるものとし、第3項の推薦は、幹部団員等異動届兼推薦書(様式第4号)によるものとする。

6 第2項及び第3項の村長の承認は、消防団員等任命(委嘱)承認願(様式第5号)により願い出るものとする。

(任期)

第7条 団本部に属する者のうち階級が団長、副団長、分団長又は副分団長であるものの任期は、4年とする。ただし、再任することを妨げない。

2 前項に規定する者は、後任者が任命されるまでは、なおその職に在任する。

3 第1項に規定する者に欠員が生じたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(消防団長及び副団長の任務)

第8条 消防団長は、消防団の事務を統轄し、消防団員を指揮して、法令、条例及び規則に定める職務を遂行し、村長に対しその責を負うものとする。

2 副団長は、消防団長を補佐し、消防団長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 消防団長及び副団長とともに事故があるときは、第5条第2項に定める順序に従い、その職務を代理する。

(訓練部)

第9条 訓練部に訓練部長、訓練副部長及び訓練部員を置き、団本部の訓練部長及び訓練副部長をもってこれに充てる。

2 訓練部は、上司の命を受けて次の各号に定める事務を処理する。

(1) 消防団員の規律訓練に関すること。

(2) ポンプ操法その他消防活動に必要な知識及び技術の修得に必要な訓練に関すること。

(3) その他消防団員の教育訓練に関すること。

3 訓練部長は、訓練部の事務を処理し、訓練部員及び団員を指揮監督する。

4 訓練副部長は、訓練部長を補佐し、訓練部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(方面隊)

第10条 方面隊に方面隊長及び方面副隊長を置き、団本部の方面隊長及び方面副隊長をもってこれに充てる。

2 方面隊長は、方面隊の事務を処理し、所属分団を指揮監督する。

3 方面副隊長は、方面隊長を補佐し、方面隊長に事故があるときは、その職務を代理する。

(女性部)

第11条 女性部に女性部長、女性副部長及び女性部員を置き、団本部の女性部長及び女性副部長をもってこれに充てる。

2 女性部は、上司の命を受けて次の各号に定める事務を処理する。

(1) 災害弱者への指導、火災予防の啓発及び消防団活動の広報に関すること。

(2) 大規模災害時における後方支援活動に関すること。

(3) その他消防団長が特に必要と認める職務に関すること。

3 女性部長は、女性部の事務を掌理し、女性部員を指揮監督する。

4 女性副部長は、女性部長を補佐し、女性部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(ラップ隊)

第12条 ラップ隊は、第4分団第1班及び第2班に属する団員をもってこれに充てる。

2 ラップ隊は、消防団員の士気を鼓舞し、消防団の事務を分掌する。

3 ラップ隊に、ラップ隊長及びラップ副隊長を置き、第4分団の分団長若しくは副分団長又は第4分団第1班若しくは第2班の班長をもってこれに充てる。

4 ラップ隊長は、ラップ隊の事務を掌理し、隊員を指揮監督する。

5 ラップ隊副隊長は、ラップ隊長を補佐し、ラップ隊長に事故があるときは、その職務を代理する。

(機関員)

第13条 団本部及び各班に機関員を置く。

2 消防ポンプ自動車配備班には3名の、小型動力ポンプ配備班には2名の機関員を置くものとし、各班は、

機関員選任届（様式第6号）を提出するものとする。

- 3 機関員は、車両及び動力消防ポンプ等の保全整備にあたりるとともに、機関を習熟し、常時良好に作動するように管理するものとする。

（顧問）

第14条 消防団に顧問を置くことができる。

- 2 消防団長は、顧問を委嘱しようとするときは、消防団員等任命（委嘱）承認願（様式第5号）により、あらかじめ村長の承認を得なければならない。

（欠格条項）

第15条 次の各号のいずれかに該当する者は、消防団員となることができない。

- (1) 被後見人及び被保佐人
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終るまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 西郷村消防団設置等に関する条例（昭和56年西郷村条例第11号）第8条の規定により懲戒の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

（退職）

第16条 西郷村消防団設置等に関する条例第7条の規定により消防団員が退職しようとする場合は、消防団員退職届（様式第7号）を提出し、任命権者の許可を受けなければならない。

（出動）

第17条 消防団員は、次に掲げる出動について、消防団長の命令により、出動し服務しなければならない。ただし、火災、水害その他災害の発生を知ったときは、消防団長の命令がなくても、直ちに出動しなければならない。

- (1) 火災による出動
- (2) 水害による出動
- (3) その他災害による出動
- (4) 警戒による出動
- (5) 警備による出動
- (6) 白河市との消防相互応援協定に基づく出動

（服務）

第18条 消防団員は、次の各号の事項を厳守しなければならない。

- (1) 住民に対し、常に火災の予防及び警火心の喚起に努め、事ある場合には、身を挺して、これに当たる心構えを持たなければならない。
- (2) 規律を厳守して、上司の指揮命令のもと、一致団結して事に当たらなければならない。
- (3) 互いに礼節を重んじ信義を厚くし、常に言行を慎まなければならない。
- (4) 機械器具、その他の設備資材の維持管理に当たり、職務のほかには、使用してはならない。

（教養及び訓練）

第19条 消防団長は、消防団員の品位及び実地に役立つ技能の練磨に努め、消防庁の定める基準に従い、定期的に訓練を行わなければならない。

- 2 消防団員は、消防団員の品位及び実地に役立つ技能の練磨に努め、定期的に訓練を受けなければならない。

（会議）

第20条 村長及び消防団長は、消防業務の処理及び運営の適正を図るため並びに消防任務の遂行のために会議を招集することができる。

- 2 会議は、本部会議及び幹部会議とする。

（不在届出）

第21条 消防団員が、10日以上居住地又勤務地を離れるときは任命権者に不在届出書（様式第8号）を届け出なければならない。ただし、特別の事情がない限り、消防団員の半数以上が同時に居住地を離れることはできない。

- 2 特別の事情により、消防団員の半数以上が同時に居住地又は勤務地を離れる場合については、不在届出書（様式第8号）及び不在期間の発災に対する体制等について任命権者に届け出なければならない。

（補償）

第22条 消防団員が公務により死亡若しくは負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾

資料編

病により死亡し、若しくは障害を有するに至った場合においては、当該消防団員又はその遺族等に対し損害を補償する。

2 公務災害補償の額及び支払方法は、別に定める。

第23条 消防団員が退職した場合においては、別に定める方法により、その退職者（死亡退職の場合はその者の遺族）に対し、退職報償金を支給する。

2 退職報償金の額及び支払方法は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（西郷村消防団組織等に関する規則の廃止）

2 西郷村消防団組織等に関する規則（昭和56年西郷村規則第4号）は、廃止する。

（経過措置）

3 消防団員の階級別定員は、第5条の規定にかかわらず、当分の間、附則別表に定める階級別定員の範囲内の人数とする。

別表略

2. 協定

2.1. 応援協定等一覧

協定の名称	協定締結団体等名	協定締結年月日	協定等の内容等
災害時における西郷村内等郵便局と西郷村間の協力に関する覚書	西郷・川谷・磐城熊倉・白河郵便局	平成9年12月1日	災害救助法適用時における郵便、為替貯金及び簡易保険の郵便事業に関わる災害特別事務取扱及び援護対策
西郷村と総合社会福祉施設「太陽の国」における防災協力協定書	社会福祉法人福島県社会福祉事業団（太陽の国管理センター所長）	平成10年12月1日	災害における相互の防災協力協定
災害時における支援協力に関する協定	イオン株式会社	平成18年7月26日	食糧・生活物資の提供
災害時における被災者に対する防災活動協力に関する協定	イオン株式会社	平成18年7月26日	災害時一時避難所（イオン白河西郷店）
災害時における応急対策業務の支援に関する協定	西郷村建設業組合	平成19年7月23日	災害応急復旧の支援
災害・武力攻撃事態等医療救護活動に関する協定書	（社）白河医師会	平成20年6月3日	医療救護班の派遣等
災害時の情報交換に関する協定	国土交通省東北地方整備局	平成25年9月10日	災害時における各種情報の交換等に関する協定（リエゾン協定）
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	独立行政法人国立青少年教育振興機構国立那須甲子青少年自然の家	平成25年9月27日	福祉避難所
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人福島県社会福祉事業団	平成25年9月27日	福祉避難所
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人西郷村社会福祉協議会	平成25年9月27日	福祉避難所
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	株式会社 太郎	平成28年4月27日	福祉避難所
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人 コスモ福祉会	平成28年4月18日	福祉避難所
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	医療法人 社団 博英会	平成28年5月31日	福祉避難所
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	特定非営利活動法人ほっとアクト「あるく」	平成29年7月26日	福祉避難所
災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	平成26年1月10日	災害時における避難情報の発信、村ホームページ負荷軽減、災害ブログの一般周知に関わる協定
災害時における相互応援に関する協定	西白河郡4町村（西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町）、南会津郡4町村（下郷町、檜枝岐村、只見町、南会津町）	平成26年1月30日	生活必需物資、応急復旧用資機材の提供、被災者受け入れ、職員やボランティアの派遣等
災害時におけるLPガス等の供給協力に関する協定	一般社団法人福島県LPガス協会白河支部	平成26年2月3日	災害発生時における円滑な応急対策活動に必要なLPガスの供給や設置に関する協定
電気自動車及び非常用充電スタンドの使用貸借に関する覚書	リゾートトラスト（株）	平成26年4月21日	災害発生時に電気自動車1台及びソーラー発電所内非常用充電スタンドの無償貸与
災害時における生活物資の確保及び供給に関する協定	白河青果（株）、丸水白河魚市場（株）	平成26年5月2日	災害時における生活物資の確保及び供給の協力要請に関する協定。甲が白河市、西白河郡、東

資料編

			白川郡の各自治体、乙が白河青果(株)、丙が丸水白河魚市場(株)
災害時における応急生活物資の供給等に関する協定	(株) ツルハ	平成28年5月26日	災害発生時の医薬品・食料品・飲料水・日用品等の提供
包括連携協定	(株) 東邦銀行	平成26年10月8日	①東日本大震災及び原発事故からの復興、災害対策 ②地域の経済活性化 ③地域製品の販売および観光の振興 ④地域及び暮らしの安全・安心 ⑤その他地域社会の活性化及び村民サービスの向上
原子力災害時における常陸太田市民の県外広域避難に関する協定	茨城県常陸太田市	平成29年9月21日	茨城県における原子力災害が発生した場合の常陸太田市民の県外広域一時滞在(県外広域避難)場所として村内避難所を提供するための協定
災害用LPガス設備使用等に関する合意書	五峰観光(株)	令和元年9月25日	災害時における五峰観光(株)が所有する駐車場敷地を避難場所として開放すること、並びにLPガス設備、発電設備の使用、入浴設備等の一部開放に関する合意書
災害発生時等における宿泊施設の提供等に関する協定書	独立行政法人国立青少年教育振興機構国立那須甲子青少年自然の家	令和2年6月2日	災害時等の避難所の設置運営に関する協定
災害時における栃木県那須町と福島県西郷村との相互応援に関する協定	栃木県那須町	令和2年10月28日	地震、水害、火災等の大規模災害が発生し、被災者救護等の応急措置の実施に困難が生じている場合における相互の物資提供、避難者の一時受け入れ、職員の派遣等の応援に関する協定
災害時における施設等の利用に関する協定	(独)家畜改良センター	令和2年11月4日	災害等が発生した場合における、乙が所有する中央畜産研修施設体育館の一時的な避難所活用に関する協定
災害時の協力に関する協定	東北電力ネットワーク(株)白河電力センター	令和3年2月1日	災害時に広範囲な停電が発生した場合に、住民の生活と安全を確保するため、電力設備の迅速かつ円滑な復旧に関する協定
防災情報発信等に関する協定	福島テレビ	令和3年9月1日	災害前兆現象での防災情報及び発災後の生活支援情報等を、迅速かつ正確に情報発信するための協定
災害発生時における宿泊施設の提供等に関する協定	フェニスマネジメント(株)(スマイルホテル白河)	令和3年10月1日	災害時において宿泊施設を一時的な避難所として活用するための協定
災害発生時における宿泊施設の提供等に関する協定	JR東日本総合研修センター	令和3年10月12日	災害時において宿泊施設を一時的な避難所として活用するための協定
大規模災害時における「ふくしま災害時相互応援チーム」による相互応援等による協定	福島県・県内59市町村	令和5年10月26日	大規模災害時に、県と県内59市町村が連携し、速やかに応援職員を派遣するための協定
災害時における物資輸送及び運営等の協力に関する協定	南東北福山通運株式会社	令和6年2月14日	災害時において救援物資の緊急輸送するための協定

2.2. 大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱

大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱

	昭和 61 年 5 月 30 日 消防救第 61 号
改正	平成 4 年 3 月 23 日 消防救第 39 号
改正	平成 5 年 3 月 26 日 消防救第 36 号
改正	平成 5 年 5 月 14 日 消防救第 66 号
改正	平成 6 年 4 月 1 日 消防救第 45 号
改正	平成 7 年 6 月 12 日 消防救第 83 号
改正	平成 8 年 6 月 28 日 消防救第 127 号
改正	平成 8 年 11 月 7 日 消防救第 244 号
改正	平成 9 年 3 月 19 日 消防救第 67 号
改正	平成 10 年 3 月 31 日 消防救第 47 号
改正	平成 11 年 3 月 26 日 消防救第 68 号
改正	平成 12 年 7 月 26 日 消防救第 202 号
改正	平成 12 年 12 月 25 日 消防救第 316 号
改正	平成 21 年 3 月 23 日 消防第 97 号
改正	令和 2 年 7 月 17 日 消防広第 190 号

1 目的

この広域航空消防応援実施要綱（以下「要綱」という。）は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 44 条の規定に基づき、大規模特殊災害発生地の市町村が回転翼航空機（以下「ヘリ」という。）を保有する他の都道府県又は他の都道府県に属する市町村によるヘリを用いた消防に関する応援（以下「広域航空消防応援」という。）を要請しようとする場合に、当該応援が円滑かつ迅速に行われるよう要請手続その他必要な事項について定めることを目的とする。

2 用語の定義

(1) 要請側市町村

大規模特殊災害発生地の市町村（常備消防の事務を処理する一部事務組合が設けられている場合は、当該一部事務組合とする。）で、この要綱に基づき広域航空消防応援を要請したもの、又は要請しようとするものをいう。

(2) 要請側都道府県

要請側市町村の属する都道府県をいう。

(3) 応援側市町村

ヘリを保有する市町村（常備消防の事務を処理する一部事務組合が設けられている場合には、当該一部事務組合を含む。以下この号において同じ。）で、この要綱に基づき広域航空消防応援を実施したもの、又は実施しようとするものをいう。

(4) 応援側都道府県

ヘリを保有する都道府県で、この要綱に基づき広域航空消防応援を実施したもの、又は実施しようとするものをいう。

3 対象とする大規模特殊災害

広域航空消防応援の対象となる大規模特殊災害は、次の各号に掲げる災害で、ヘリを使用することが消防機関の活動にとって極めて有効であると考えられるものとする。

- (1) 大規模な地震、風水害等の自然災害
- (2) 山林、離島等、陸上あるいは海上からの接近が著しく困難な地域での、大規模な火災、災害、事故等
- (3) 高層建築物の火災で、地上からの消火又は救助が困難なもの
- (4) 航空機事故、列車事故等での集団救助救急事故
- (5) その他前記各号に掲げる災害に準ずる災害等

4 広域航空消防応援の種別

広域航空消防応援の種別は、主な任務により次の各号のとおり区分する。

- (1) 調査出場
現場把握、情報収集、指揮支援等のための出場
 - (2) 火災出場
消火活動のための出場
 - (3) 救助出場
人命救助のための特別な活動を要する場合の出場（これに附随する救急搬送活動を含む。）
 - (4) 救急出場
救急搬送のための出場で、特別な人命救助活動を伴わないもの
 - (5) 救援出場
救援物資、資機材、人員等の輸送のための出場
- 5 広域航空消防応援の要請先の決定
要請側市町村の消防長（消防本部を設置していない要請側市町村にあつては、市町村長とする。以下同じ。）は、広域航空消防応援が必要となったときは、へりに搭乗可能な特別救助隊、水難救助隊、山岳救助隊（以下「特別救助隊等」という。）の有無及びへりに搭載可能な救助器具の保有状況等を勘案し、広域航空消防応援の応援側市町村又は応援側都道府県（以下「応援側市町村等」という。）を決定するものとする。
- 6 市町村がへりを保有する場合の広域消防応援の要請手続
- (1) 要請側市町村の消防長は、前項の規定に基づき広域航空消防応援の応援側市町村を決定したときは、直ちに当該要請側市町村の長に報告の上、その指示に従って要請側都道府県の知事へ次の事項を明らかにして広域航空消防応援の要請を行うものとする。この場合においては、同時に応援側市町村の消防長へも同様の連絡を行うものとする。
 - ① 応援側市町村
 - ② 要請者・要請日時
 - ③ 災害の発生日時・場所・概要
 - ④ 必要な応援の概要
 - (2) 要請側都道府県の知事は、前号の要請があり、かつ必要があると認める場合は、消防庁長官へ要請を行うものとする。
 - (3) 消防庁長官は、前号の要請があり、かつ必要があると認められときは、応援側市町村が属する都道府県（以下「所属都道府県」という。）の知事に対し要請を行うものとする。
 - (4) 所属都道府県の知事は、前号の要請があつた場合は直ちに応援側市町村の消防長を通じて当該応援側市町村の長に要請を行うものとする。
 - (5) 要請側市町村の消防長は、第1号により広域航空消防応援の要請を行った場合には、できるだけ速やかに次の事項を応援側市町村の消防長へ通報しなければならない。この場合においては、同時に要請側都道府県の知事へも同様の連絡を行うものとし、要請側都道府県の知事から消防庁長官、所属都道府県の知事及び応援側市町村の消防長への連絡は、第2号から第4号までの規定に準じて行うものとする。
 - ① 必要とする応援の具体的内容
 - ② 応援活動に必要な資機材等
 - ③ 離発着可能な場所及び給油体制
 - ④ 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び無線による連絡の方法
 - ⑤ 離発着場における資機材の準備状況
 - ⑥ 現場付近で活動中の他機関の航空機及びへりの活動状況
 - ⑦ 他にへりの応援を要請している場合のへりを保有する市町村の消防本部名又はへりを保有する都道府県名
 - ⑧ 気象の状況
 - ⑨ へりの誘導方法
 - ⑩ 要請側消防本部の連絡先
 - ⑪ その他必要な事項
- 7 市町村がへりを保有する場合の広域航空消防応援の決定の通知
- (1) 応援側市町村の消防長は、前項の広域航空消防応援の要請に基づいて応援を行うことが可能と判断した場合には、当該応援側市町村の長に報告の上、その指示に従って所属都道府県の知事に通知するものとする

- る。この場合においては、同時に要請側市町村の消防長へ応援を決定した旨を連絡するものとする。
- (2) 所属都道府県の知事は、前号の通知を受けた場合は、直ちに消防庁長官へ通知し、消防庁長官は要請側都道府県の知事に、要請側都道府県の知事は要請側市町村の消防長を通じて当該要請側市町村の長へ通知するものとする。
- 8 都道府県がヘリを保有する場合の広域航空消防応援の要請手続及び決定の通知
- (1) 都道府県がヘリを保有する場合の広域航空消防応援の要請手続については、第6項(第4号を除く。)を準用する。この場合において、第6項第1号中「前項」とあるのは「第5項」と、「応援側市町村」とあるのは「応援側都道府県」と、「応援側市町村の消防長」とあるのは「応援側都道府県の知事」と、同項第3号中「応援側市町村が属する都道府県の知事」とあるのは、「応援側都道府県の知事」と、同項第5号中「次の事項を応援側市町村の消防長」とあるのは「次の事項を応援側都道府県の知事」と、「所属都道府県の知事及び応援側市町村の消防長」とあるのは「応援側都道府県の知事」と読み替えるものとする。
 - (2) 応援側都道府県の知事は、前号の広域航空消防応援要請に基づいて応援を行うことが可能と判断した場合には、直ちに消防庁長官に通知するとともに、要請側市町村の消防長へ応援を決定した旨を連絡するものとし、消防庁長官は要請側都道府県の知事に、要請側都道府県の知事は要請側市町村の消防長を通じて当該要請側市町村の長へ通知するものとする。
- 9 要請手続の特例
- 要請側市町村の消防長は、災害の発生状況等により、第6項及び前項に定められた手続による要請をすといとまのないときは、応援側市町村等に直接、広域航空消防応援の要請をすることができる。この場合、直ちに要請側都道府県、所属都道府県(市町村に要請をした場合)及び消防庁に、第6項及び前項に定める手続をしなければならない。
- 10 広域航空消防応援の中断
- (1) 応援側市町村の都合でヘリを復帰させるべき特別な事態が生じた場合は、応援側市町村の長は要請側市町村の長と協議して広域航空消防応援を中断することができる。
 - (2) 応援側都道府県の都合でヘリを復帰させるべき特別な事態が生じたときについては、前号を準用する。この場合において、「応援側市町村の長」とあるのは「応援都道府県の知事」と読み替えるものとする。
 - (3) 前2号により広域航空消防応援を中断したときは、第7項又は第8項に準じてその連絡を行うものとする。
- 11 広域航空消防応援の始期及び終期
- (1) 広域航空消防応援は、第2号及び第3号に定める場合を除きヘリが広域航空消防応援の命を受けてヘリポートを出発したときから始まり、ヘリポートに帰着したときに終了するものとする。
要請側市町村により広域航空消防応援の要請が撤回された場合も同様とする。
 - (2) ヘリがヘリポート以外の場所にあるときに、飛行目的を変更して広域航空消防応援に出場すべき命令があったときは、そのときから広域航空消防応援は始まるものとする。
 - (3) ヘリが広域航空消防応援に出動中に、前項の規定に基づき広域航空消防応援が中断され、復帰すべき命令があったときは、そのときをもって広域航空消防応援は終了するものとする。
- 12 広域航空消防応援のため出場したヘリの指揮等
- (1) 広域航空消防応援のため出場したヘリの指揮は、要請側市町村の長の定める災害現場の最高指揮者が行うものとする。この場合において、当該ヘリに搭乗している指揮者がヘリの運行に重大な支障があると認められたときは、その旨、最高指揮者に通告するものとする。
 - (2) 当該ヘリに搭乗している指揮者は、活動に当たって要請側市町村の消防本部の基地局及び災害現場の最高指揮者と緊密な連絡を取るものとする。
- 13 広域航空消防応援に係る要請側市町村の事前計画等
- (1) 要請側市町村は、広域航空消防応援を受けて消防活動を行う場合の計画をあらかじめ作成しておくものとする。
 - (2) 前号の計画を作成した場合は、そのうちの必要事項を要請側都道府県の知事へあらかじめ届け出しておくものとし、その内容に変更があった場合にも同様の届け出を行うものとする。
- 14 要請側都道府県の措置等
- (1) 要請側都道府県は、前項の規定に基づき、要請側市町村が樹立する活動計画の作成について適切な助言を行うとともに、自らも必要な事項についてあらかじめ計画の作成を行うものとする。

- (2) 要請側都道府県は、前号の計画を作成した場合は、自都道府県内の要請側市町村に示すとともに、必要事項について消防庁長官へ届け出ておくものとし、その内容に変更があった場合にも同様の届け出等を行うものとする。
- 15 応援側市町村等の届出
- (1) ヘリを保有する市町村（都道府県の保有するヘリを用いて消防業務を行う市町村を除く。）の消防長は、次の事項について、あらかじめ所属都道府県の知事を通じ消防庁長官に届け出ておくものとする。
なお、新規にヘリを保有した場合及び次の事項に変更があった場合にも同様とする。
ただし、他の方法により、すでに届け出ている場合は、その届出をもって、本項に定める届出に代えることができる。
- ① 保有ヘリの性能及び活動能力
 - ② 特別救助隊等の隊員数
 - ③ 特別救助隊等の隊員が使用する「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」別表1及び別表2のうちヘリによる搬送が可能な救助器具（以下「救助器具」という。）の品名、大きさ、重量、数量
- (2) ヘリを保有する都道府県の知事は、次の事項について、あらかじめ消防庁長官に届け出ておくものとする。
なお、新規にヘリを保有した場合及び次の事項に変更があった場合にも同様とする。
ただし、他の方法により、すでに届け出ている場合は、その届出をもって、本項に定める届出に代えることができる。
- ① 保有ヘリの性能及び活動能力
 - ② 当該都道府県の特別救助隊等の隊員数
 - ③ 特別救助隊等の隊員が使用する救助器具の品名、大きさ、重量、数量
- 16 消防庁長官の情報提供
- (1) 消防庁長官は、第14項第2号に定める届出を受けた場合は、その内容を所属都道府県を通じ、応援側市町村の消防本部に提供するものとする。
- (2) 消防庁長官は、前項各号に定める届出を受けた場合は、その内容のうち2及び3を要請側都道府県を通じ、要請側市町村の消防本部に提供するものとする。
- 17 広域航空消防応援に要する経費の負担
- 広域航空消防応援に要する経費の負担は、次の各号に定めるところによるものとする。
- (1) 消防組織法第49条第1項に規定する経費及び緊急消防援助隊に関する政令（平成15年政令第379号）第5条各号に掲げる経費は、要請側市町村が負担するものとする。
 - (2) 広域航空消防応援により生じた公務災害補償に要する経費は、応援側市町村等が負担するものとする。
 - (3) 前2号に掲げる経費以外の経費は、原則として要請側市町村及び応援側市町村等双方の協議により当該経費の負担を決定するものとし、当該協議を円滑に行うための経費負担に関する原則的な考え方については、消防庁が別に定める。
- 18 要請側市町村及び応援側市町村等は広域航空応援を円滑かつ的確に実施するため、広域航空消防応援に係る訓練を随時実施するものとする。
- 19 この要綱の実施に関する手続等の細部事項については、別に定める。

3. 情報・通信関係

3.1. 気象情報の発表基準

令和5年6月8日現在
発表官署 福島地方気象台

府県予報区：福島県 一次細分区域：中通り 市町村等をまとめた地域：中通り南部				
警 報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準 19	
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準 132	
	洪水	流域雨量指数基準	阿武隈川流域=21.8、谷津田川流域=9.3、堀川流域=16.3	
		複合基準	阿武隈川流域= (7, 19.6)	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	暴風	平均風速	18m/s	
	暴風雪	平均風速	18m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ 30cm
			山沿い	12時間降雪の深さ 35cm
	波浪	有義波高		
高潮	潮位			
注 意 報	大雨	表面雨量指数基準	9	
		土壌雨量指数基準	81	
	洪水	流域雨量指数基準	阿武隈川流域=17.4、谷津田川流域=5.3、堀川流域=13	
		複合基準	阿武隈川流域= (5, 17.4)、谷津田川流域= (5, 5.3)、堀川流域= (5, 13)	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	強風	平均風速	12m/s	
	風雪	平均風速	12m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ 10cm
			山沿い	12時間降雪の深さ 20cm
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪	融雪により被害が予想されるとき		
	濃霧	視程	100m	
	乾燥	①最少湿度 40%、実効湿度 60%で風速 8m/s 以上 ②最少湿度 30%、実効湿度 60%		
	なだれ	①24時間降雪の深さが 40cm 以上 ②積雪 50cm 以上で日平均気温 3℃以上の日が継続		
	低温	夏期：最高・最低・平均気温のいずれかが平年より 4～5℃以上低い日が数日以上 続くととき 冬期：中通り南部の平地：最低気温が-10℃以下、又は-7℃以下の日が数日続くと とき		
霜（最低気温）	早霜、晩霜期におおむね最低気温 2℃以下（早霜期は農作物の生育を考慮し実施 する）			
着氷・着雪	大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合			
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm		

3.2. 屋外拡声子局の設置箇所

nfoCanal 導入に伴う設置予定子局

No.	設置場所	住所	スピーカー設置個数
1	西郷村役場敷地	西郷村大字熊倉字折口原 40	4 個
2	小田倉児童館敷地	西郷村大字小田倉字原中 231-1	4 個
3	西郷第二中学校敷地	西郷村大字小田倉字上野原 462	4 個
4	熊倉コミュニティセンター敷地	西郷村大字熊倉字火打山 130	4 個
5	川谷小・中学校敷地	西郷村大字真船字蒲日向 269-4	3 個
6	米多目的運動広場敷地	西郷村大字熊倉字下山 8	4 個
7	上羽太コミュニティセンター敷地	西郷村大字羽太字新宿 52-2	3 個
8	西郷村民体育館敷地	西郷村大字小田倉字蛇口 1-4	4 個
9	梶山水源地敷地	西郷村大字小田倉字後原 335-2	4 個
10	前山西公園敷地	西郷村字前山西 62	4 個
11	大平下地区ゴミ集積場敷地	西郷村大字小田倉字大平 133-6	4 個
12	黒川水防倉庫敷地	西郷村大字小田倉字上東平 10	3 個
13	稗返地区公民館敷地	西郷村大字小田倉字馬場坂 32	4 個
14	一の又多目的集会施設敷地	西郷村大字小田倉字上上野原 174-1	4 個
15	白河地方広域市町村圏整備組合芝原浄水場敷地	西郷村大字真船字芝原 47-11	4 個
16	追原コミュニティセンター敷地	西郷村大字鶴生字由井ヶ原 54	4 個
17	真船コミュニティセンター敷地	西郷村大字真船字小塚前 40-3	4 個
18	鶴生地区公民館入口敷地	西郷村大字鶴生字内川岸 50	3 個
19	虫笠地区集落センター敷地	西郷村大字羽太字谷地田 38-3	3 個
20	下羽太地区集落センター敷地	西郷村大字羽太字狸屋敷 190-1	4 個
21	柏野コミュニティセンター敷地	西郷村大字柏野字湯泉 183	3 個
22	長坂消防屯所敷地	西郷村大字長坂字前田 34-1	3 個

3.3. 雨量観測所

番号	管理機関	観測所名	所在地	雨量計の別	備考
1	国土交通省	真船観測所	西白河郡西郷村大字真船字小萱 9	レメーター	福島河川国道事務所
2	福島県	堀川ダム管理所	西白河郡西郷村大字真船字横川 180-2	レメーター	県南建設事務所
3	福島県	太陽の国	西白河郡西郷村大字小田倉上上野原 5-3	レメーター	県南建設事務所
4	西郷村	西郷村役場	西白河郡西郷村大字熊倉字折口原 40	自記	西郷村

3.4. 水位観測所

河川名	観測所名	所在地	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
堀川	一ノ又橋	西郷村大字小田倉字上上野原 146	1.20m	1.80m	2.00m	2.20m
堀川	新田橋	白河市中山南 5-66	1.50m	2.00m	—	—
堀川	堀川橋	西郷村大字米字上堀川 71-2	1.50m	2.00m	—	—
谷津田川	乙姫橋	白河市白井掛 73-3	1.20m	1.40m	1.40m	1.70m
阿武隈川	白河	白河市中田 282-1	1.60m	1.80m	2.10m	2.40m

4. 危険箇所

4.1. 土砂災害警戒区域

自然現象	区域名	指定種別	大字等	告示年月日	告示番号
急傾斜地の崩壊	田土ヶ入	土砂災害警戒区域	小田倉田土ヶ入	2005/12/27	福島県告示第 1036 号
急傾斜地の崩壊	田土ヶ入	土砂災害特別警戒区域	小田倉田土ヶ入	2005/12/27	福島県告示第 1036 号
土石流	芝原沢 2 号	土砂災害警戒区域	真船芝原	2005/12/27	福島県告示第 1036 号
土石流	芝原沢 3 号	土砂災害警戒区域	真船芝原	2005/12/27	福島県告示第 1036 号
土石流	芝原沢 4 号	土砂災害警戒区域	真船芝原	2005/12/27	福島県告示第 1036 号
急傾斜地の崩壊	狸久保	土砂災害特別警戒区域	鶴生狸久保	2006/03/17	福島県告示第 239 号
急傾斜地の崩壊	狸久保	土砂災害警戒区域	鶴生狸久保	2006/03/17	福島県告示第 239 号
急傾斜地の崩壊	保ノ久保	土砂災害警戒区域	柏野保ノ久保	2006/03/17	福島県告示第 239 号
急傾斜地の崩壊	保ノ久保	土砂災害特別警戒区域	柏野保ノ久保	2006/03/17	福島県告示第 239 号
土石流	早吹沢	土砂災害警戒区域	羽太早吹沢	2006/03/17	福島県告示第 239 号
土石流	早吹沢	土砂災害特別警戒区域	羽太早吹沢	2006/03/17	福島県告示第 239 号
土石流	カニ沢	土砂災害警戒区域	羽太蟹沢	2006/03/17	福島県告示第 239 号
土石流	井戸見沢	土砂災害警戒区域	長坂井戸見沢	2006/03/17	福島県告示第 239 号
土石流	井戸見沢	土砂災害特別警戒区域	長坂井戸見沢	2006/03/17	福島県告示第 239 号
土石流	高助沢	土砂災害特別警戒区域	鶴生高助	2006/03/17	福島県告示第 239 号
土石流	高助沢	土砂災害警戒区域	鶴生高助	2006/03/17	福島県告示第 239 号
土石流	新甲子沢	土砂災害警戒区域	真船馬立	2006/03/17	福島県告示第 239 号
土石流	新甲子沢	土砂災害特別警戒区域	真船馬立	2006/03/17	福島県告示第 239 号
土石流	芝原沢 1 号	土砂災害警戒区域	真船芝原	2006/03/17	福島県告示第 239 号
急傾斜地の崩壊	向山	土砂災害警戒区域	米向山	2006/03/31	福島県告示第 322 号
急傾斜地の崩壊	向山	土砂災害特別警戒区域	米向山	2006/03/31	福島県告示第 322 号
急傾斜地の崩壊	向山 1 号	土砂災害警戒区域	米向山	2006/03/31	福島県告示第 322 号
急傾斜地の崩壊	真名子	土砂災害特別警戒区域	羽太ノ上ノ杉	2009/07/10	福島県告示第 451 号
急傾斜地の崩壊	真名子	土砂災害警戒区域	羽太ノ上ノ杉	2009/07/10	福島県告示第 451 号
土石流	杉ノ入沢	土砂災害警戒区域	羽太馬廻	2008/02/26	福島県告示第 151 号
土石流	杉ノ入沢	土砂災害特別警戒区域	羽太馬廻	2008/02/26	福島県告示第 151 号
急傾斜地の崩壊	前山	土砂災害警戒区域	小田倉字前山	2021/10/05	福島県告示第 677 号
急傾斜地の崩壊	前山	土砂災害特別警戒区域	小田倉字前山	2021/10/05	福島県告示第 677 号
急傾斜地の崩壊	馬場坂 1 号	土砂災害特別警戒区域	小田倉字馬場坂	2021/10/05	福島県告示第 677 号
急傾斜地の崩壊	馬場坂 1 号	土砂災害警戒区域	小田倉字馬場坂	2021/10/05	福島県告示第 677 号
急傾斜地の崩壊	稗返	土砂災害特別警戒区域	小田倉字稗返	2021/10/05	福島県告示第 677 号
急傾斜地の崩壊	稗返	土砂災害警戒区域	小田倉字稗返	2021/10/05	福島県告示第 677 号
急傾斜地の崩壊	山下	土砂災害警戒区域	小田倉字山下	2021/10/05	福島県告示第 677 号
急傾斜地の崩壊	山下	土砂災害特別警戒区域	小田倉字山下	2021/10/05	福島県告示第 677 号
急傾斜地の崩壊	松林	土砂災害警戒区域	真船字松林	2021/10/05	福島県告示第 677 号
急傾斜地の崩壊	松林	土砂災害特別警戒区域	真船字松林	2021/10/05	福島県告示第 677 号
急傾斜地の崩壊	観音山	土砂災害警戒区域	真船字観音山	2021/10/05	福島県告示第 677 号
急傾斜地の崩壊	観音山	土砂災害特別警戒区域	真船字観音山	2021/10/05	福島県告示第 677 号
急傾斜地の崩壊	弥右エ門窪	土砂災害特別警戒区域	真船字弥右エ門窪	2021/10/05	福島県告示第 677 号
急傾斜地の崩壊	弥右エ門窪	土砂災害警戒区域	真船字弥右エ門窪	2021/10/05	福島県告示第 677 号
急傾斜地の崩壊	道場久保 1 号	土砂災害警戒区域	熊倉字道場久保	2021/10/05	福島県告示第 677 号
急傾斜地の崩壊	道場久保 1 号	土砂災害特別警戒区域	熊倉字道場久保	2021/10/05	福島県告示第 677 号
急傾斜地の崩壊	道場久保 2 号	土砂災害特別警戒区域	熊倉字道場久保	2021/10/05	福島県告示第 677 号
急傾斜地の崩壊	道場久保 2 号	土砂災害警戒区域	熊倉字道場久保	2021/10/05	福島県告示第 677 号
急傾斜地の崩壊	上道	土砂災害特別警戒区域	鶴生字上道	2021/10/05	福島県告示第 677 号
急傾斜地の崩壊	上道	土砂災害警戒区域	鶴生字上道	2021/10/05	福島県告示第 677 号
急傾斜地の崩壊	高助	土砂災害特別警戒区域	鶴生字高助	2021/10/05	福島県告示第 677 号
急傾斜地の崩壊	高助	土砂災害警戒区域	鶴生字高助	2021/10/05	福島県告示第 677 号
急傾斜地の崩壊	家老地	土砂災害特別警戒区域	鶴生字家老地	2021/10/05	福島県告示第 677 号
急傾斜地の崩壊	家老地	土砂災害警戒区域	鶴生字家老地	2021/10/05	福島県告示第 677 号
急傾斜地の崩壊	連平	土砂災害特別警戒区域	米字連平	2021/10/05	福島県告示第 677 号
急傾斜地の崩壊	連平	土砂災害警戒区域	米字連平	2021/10/05	福島県告示第 677 号

資料編

自然現象	区域名	指定種別	大字等	告示年月日	告示番号
急傾斜地の崩壊	長坂	土砂災害警戒区域	長坂字長坂	2021/10/05	福島県告示第 677 号
急傾斜地の崩壊	長坂	土砂災害特別警戒区域	長坂字長坂	2021/10/05	福島県告示第 677 号
急傾斜地の崩壊	大窪	土砂災害警戒区域	羽太字大窪	2021/10/05	福島県告示第 677 号
急傾斜地の崩壊	大窪	土砂災害特別警戒区域	羽太字大窪	2021/10/05	福島県告示第 677 号
急傾斜地の崩壊	東高山	土砂災害特別警戒区域	熊倉字東高山	2021/10/05	福島県告示第 677 号
急傾斜地の崩壊	東高山	土砂災害警戒区域	熊倉字東高山	2021/10/05	福島県告示第 677 号
急傾斜地の崩壊	上川原	土砂災害特別警戒区域	柏野字上川原	2021/10/19	福島県告示第 696 号
急傾斜地の崩壊	上川原	土砂災害警戒区域	柏野字上川原	2021/10/19	福島県告示第 696 号
急傾斜地の崩壊	芝原	土砂災害警戒区域	真船字芝原	2021/10/19	福島県告示第 696 号
急傾斜地の崩壊	芝原	土砂災害特別警戒区域	真船字芝原	2021/10/19	福島県告示第 696 号
土石流	牛窪沢	土砂災害警戒区域	羽太字牛窪	2021/11/02	福島県告示第 732 号
土石流	牛窪沢	土砂災害特別警戒区域	羽太字牛窪	2021/11/02	福島県告示第 732 号
土石流	中久保沢	土砂災害警戒区域	羽太字中久保	2021/12/24	福島県告示第 836 号
土石流	中久保沢	土砂災害特別警戒区域	羽太字中久保	2021/12/24	福島県告示第 836 号
土石流	中羽太沢	土砂災害特別警戒区域	羽太字中羽太	2021/12/24	福島県告示第 836 号
土石流	中羽太沢	土砂災害警戒区域	羽太字中羽太	2021/12/24	福島県告示第 836 号
土石流	牛窪沢 2号	土砂災害警戒区域	羽太字牛窪	2021/12/24	福島県告示第 836 号
土石流	真名子沢 2号-1	土砂災害特別警戒区域	羽太字高野舎	2021/12/24	福島県告示第 836 号
土石流	真名子沢 2号-1	土砂災害警戒区域	羽太字高野舎	2021/12/24	福島県告示第 836 号
土石流	真名子沢 2号-2	土砂災害警戒区域	羽太字高野舎	2021/12/24	福島県告示第 836 号
土石流	真名子沢 2号-2	土砂災害特別警戒区域	羽太字高野舎	2021/12/24	福島県告示第 836 号
土石流	真名子沢 3号	土砂災害警戒区域	羽太字入ノ田	2021/12/24	福島県告示第 836 号
土石流	真名子沢 3号	土砂災害特別警戒区域	羽太字入ノ田	2021/12/24	福島県告示第 836 号
土石流	鶴巣窪沢	土砂災害警戒区域	羽太字吊久保	2021/12/24	福島県告示第 836 号
土石流	鶴巣窪沢	土砂災害特別警戒区域	羽太字吊久保	2021/12/24	福島県告示第 836 号
土石流	高助沢 2号-1	土砂災害特別警戒区域	鶴生字高助	2021/12/24	福島県告示第 836 号
土石流	高助沢 2号-1	土砂災害警戒区域	鶴生字高助	2021/12/24	福島県告示第 836 号
土石流	高助沢 2号-2	土砂災害特別警戒区域	鶴生字高助	2021/12/24	福島県告示第 836 号
土石流	高助沢 2号-2	土砂災害警戒区域	鶴生字高助	2021/12/24	福島県告示第 836 号
土石流	坂ノ下沢-1	土砂災害特別警戒区域	鶴生字坂ノ下	2021/12/24	福島県告示第 836 号
土石流	坂ノ下沢-1	土砂災害警戒区域	鶴生字坂ノ下	2021/12/24	福島県告示第 836 号
土石流	坂ノ下沢-2	土砂災害警戒区域	鶴生字坂ノ下	2021/12/24	福島県告示第 836 号
土石流	坂ノ下沢-2	土砂災害特別警戒区域	鶴生字坂ノ下	2021/12/24	福島県告示第 836 号
土石流	段ノ原沢	土砂災害特別警戒区域	鶴生字段ノ原	2021/12/24	福島県告示第 836 号
土石流	段ノ原沢	土砂災害警戒区域	鶴生字段ノ原	2021/12/24	福島県告示第 836 号
土石流	茅窪沢	土砂災害特別警戒区域	鶴生字シナシ	2021/12/24	福島県告示第 836 号
土石流	茅窪沢	土砂災害警戒区域	鶴生字シナシ	2021/12/24	福島県告示第 836 号
土石流	シナシ沢	土砂災害特別警戒区域	鶴生字シナシ	2021/12/24	福島県告示第 836 号
土石流	シナシ沢	土砂災害警戒区域	鶴生字シナシ	2021/12/24	福島県告示第 836 号
土石流	中島沢	土砂災害警戒区域	小田倉字中島	2021/12/24	福島県告示第 836 号
土石流	芝原沢 5号	土砂災害警戒区域	真船字芝原	2022/01/28	福島県告示第 64 号
土石流	芝原沢 5号	土砂災害特別警戒区域	真船字芝原	2022/01/28	福島県告示第 64 号

4.2. 山腹崩壊危険地区

番号	地区名	所在地	番号	地区名	所在地
1001	道場久保	西郷村大字熊倉	1015	国有林 4	西郷村大字真船
1002	保久保	西郷村大字柏野	1016	〃 5	〃
1003	牧ノ入	西郷村大字羽太	1017	〃 6	〃
1004	釜ノ入	〃	1018	間ノ原	〃
1005	国有林 1	西郷村大字羽太	1019	田土ヶ入	〃
1006	〃 2	〃	1020	葎ノ目	〃
1007	高 助	西郷村大字鶴生	1021	伯母沢 1	西郷村大字小田倉
1008	段ノ原	〃	1022	〃 2	〃
1009	防衛庁	〃	1023	口 無	〃
1010	欠入	西郷村大字真船	1024	前 山	〃
1011	江森山	西郷村大字鶴生	1025	古米坂	〃
1012	寺 平	西郷村大字真船	1026	大清水	〃
1013	〃 1	〃	1027	由井ヶ原	西郷村大字鶴生
1014	国有林 3	〃	1028	中 田	西郷村大字羽太

4.3. 崩壊土砂流出区域

番号	所在地	地区名	番号	所在地	地区名
2001	西郷村大字羽太	弥六林	2015	西郷村大字鶴生	染翁溪
2002	〃	中久保	2016	西郷村大字真船	甲子山 1
2003	〃	馬 廻	2017	〃	〃 2
2004	〃	蟹 沢	2018	西郷村大字小田倉	東高山
2005	〃	牛 窪	2019	〃	馬場坂 1
2006	〃	高野舎	2020	〃	口無 1
2007	〃	高 倉	2021	〃	〃 2
2008	〃	〃 2	2022	〃	狼 山
2009	〃	真名子	2023	〃	馬場坂
2010	〃	吹上 1	2024	西郷村大字羽太	高野舎
2011	〃	〃 2	2025	〃	木落葉
2012	〃	〃 3	2026	西郷村大字鶴生	河 内
2013	西郷村大字鶴生	高 助	国有林	西郷村大字真船	剣 桂
2014	〃	段ノ原	国有林	西郷村大字鶴生	阿武隈

4.4. 砂防指定地

番号	箇所名	所在地	指定年月日
1 (501)	阿武隈川	真船字赤面山 1 番地～鶴生字追原	S16. 5. 31 S25. 8. 11
2 (607)	真名子川	羽太字白沢 1 番地～	M37. 11. 30
3 (557)	千 歳 川	鶴生字川内 1 番地～	S42. 3. 31
4 (567)	横 川	真船字高清水 10 番地～	S42. 11. 30
5 (596)	黒 土 川	鶴生字黒土 (国有林)	S48. 12. 11
6 (502)	堀 川	真船字欠入 1 番地～	S41. 8. 27

4.5. 重要水防区域

水系名	河川名	担当事務所名	担当水防管理団体	水防(消防)分団名	重要水防区域				予想される危険概要	関連計画等	対策水防工法	氾濫面積 (ha)	摘要人家(戸)田畑 (ha)	
					左岸 右岸 の別	位置	評定基準種別	堤防						
								A (m)						B (m)
阿武隈川	谷津田川	県南建設事務所	西郷村	第 7 分団	両岸	大字小田倉字上野原	堤防高	4,000		溢水	広域基幹	土のう積 ³³	人家 30 田畑 20	

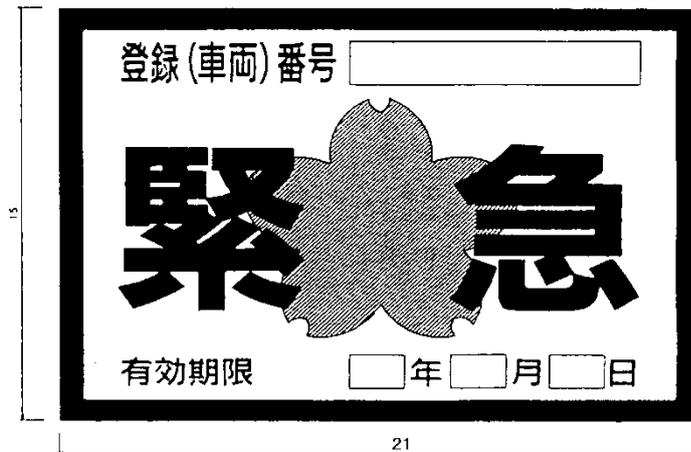
県指定の緊急輸送道路

県指定第1次確保路線	国道4号、国道289号、東北自動車道
県指定第2次確保路線	県道増見小田倉線、県道白河羽鳥線、村道2078号（役場前線）

村指定の緊急輸送路

番号	路線番号	路線名	起 点	終 点
一級村道				
①	2	米高助線	米字上畑 141	鶴生字前谷地 51
②	6	原中四ッ門線	真船字芝原 302-2	小田倉字大清水 22
③	3	高助追原四ッ門線	真船字川谷 5-1	鶴生字滝の沢 49
④	5	折口原一の又線	熊倉字折口原 255	小田倉字上々野原 5-1
二級村道				
④	26	上芝原台上線	真船字芝原 282-1 (左)	小田倉字黒森 5-171
⑤	27	大清水伯母沢線	小田倉字稗返 4-4	小田倉字伯母沢 3-1
⑥	29	上新田大平線	小田倉字飯豊 47-7	小田倉字大平 207-2
⑦	23	駅前西線	米字狐窪 21	道南西 114
⑧	22	米・長坂線	長坂字入道山 2-1	長坂字長坂 103
⑨	24	折口追原線	柏野字金井坂 69	熊倉字火灯山 97
⑩	25	川谷由井ヶ原線	真船字蒲日向 104	鶴生字由井ヶ原 392
その他村道				
⑪	5189	上新田中久保線	小田倉字立出 29-1	羽太字弥六林 6-68
⑫	4045	折口原12号線	熊倉字折口原 590	熊倉字東高山 1-423
⑬	2078	役場前線	熊倉字折口原 142	熊倉字折口原 816
⑭	3070	楢山・嫁塚線	米字耗窪 31	羽太字狸屋敷 204
⑮	5124	岩下1号線	小田倉字岩下 37-1	小田倉字岩下 103-2
⑯	5130	小田倉前原線	小田倉字前原 16-1	小田倉字前原 1-48
⑰	5138	大平6号線	小田倉字大平 81	小田倉字狼山合 45-1
⑱	2049	自衛隊しょう舎前線	鶴生字由井ヶ原 134-2	鶴生字追原 108-2
⑲	4080	一の又台上線	小田倉字上々野原 1-38	小田倉字伯母沢 33-3
⑳	5094	区画2号線	道南西 74	前山西 9
㉑	5125	小田倉向原1号線	小田倉字前山 47-1	小田倉字前山 62-2
㉒	5178	岩下向原線	小田倉字岩下 76-28	小田倉字向原 55
㉓	5198	小田倉向原10号線	小田倉字向原 36	小田倉字前原 53
㉔	5209	西原山神裏線	米字西原 27-4	小田倉字山神裏 2-1
㉕	5214	岩下4号線	小田倉字岩下 75-6	小田倉字岩下 103-2

5.2. 緊急輸送車両標章



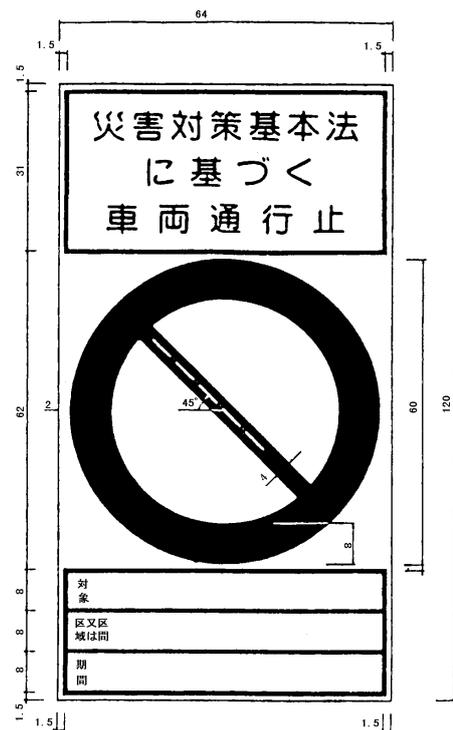
備考

1. 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
2. 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
3. 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

5.3. 災害対策基本法に基づく交通規制表示

備考

1. 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
2. 縁線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
3. 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
4. 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。



5.4. ヘリコプター臨時離着陸場

名称	所在地	管理者	面積 (㎡)
米多目的運動場	西郷村大字熊倉字下山8	村長	42,094
西郷村総合グラウンド	西郷村大字小田倉字中島6	村長	33,847

5.5. 福島県消防防災ヘリコプター運航管理要綱（抜粋）

様式第5号（第20条関係）

福島県消防防災ヘリコプター利用計画書

番 号
年 月 日

運航責任者 福島県消防防災航空センター所長様

申請者 印

使用目的	1 訓練（消火 救助 救急 物資搬送 その他） 2 その他		
使用内容			
使用理由 消防防災ヘリを 必要とする理由			
使用予定日時	年 月 日 曜日 時 分から 時分 まで		
日時の変更	1 変更不可 2 月日は可能 3 時間は可能 4 日時は可能		
変更可能日時	第1希望 年 月 日() 時 分から 時 分まで 第2希望 年 月 日() 時 分から 時 分まで		
使用場所 又は飛行経路			
着陸予定の有無	1 有（場外離着陸予定場所） 2 無		
搭乗希望の有無	1 有（搭乗予定者数： 名） 2 無		
特記事項			
担当者	所属		電話
	職・氏名		FAX

(注) 1 年間に複数の計画がある場合は、1件毎に記入してください。

2 使用目的は、特に総括管理者から指示がある場合を除き「訓練」が「その他」に優先します。

様式第6号 (第21条関係)

福島県消防防災ヘリコプター出動申請書

番 号
年 月 日

運航責任者 福島県消防防災航空センター所長様

申請者 印

使用予定日時	年 月 日 曜日 時 分から 時分 まで						
使用目的							
使用内容							
使用理由 消防防災ヘリを 必要とする理由							
使用場所 又は飛行経路							
搭乗の有無	1 有 (搭乗予定者数: 名) 2 無						
搭乗 予定者 内訳	所 属	職 名	氏 名	性別	年齢	住 所	血液型
担 当 者	所 属					電 話	
	職・氏名					F A X	

- (注) 1 使用に係る事業計画書を添付してください。
 2 使用当日までに、次のことを確認してください。別途調整します。
 (1) 飛行場周辺の障害物、特殊建築物、関係法令の規制の状況
 (2) 周辺住民、病院等に対するヘリコプターの飛行に係る事前説明、周知等
 (3) ヘリコプターの離着陸に係る土地所有者の承諾及び散水等の必要な措置

様式第7号（第22条関係）

福島県消防防災ヘリコプター出動承諾書

番 号
年 月 日

様

運航責任者 福島県消防防災航空センター所長様 印

年 月 日付け 第 号で申請のあった福島県消防防災ヘリコプターの使用について、下記のとおり承諾します。

記

- 1 使用日時 年 月 日 ()
時 分から 時 分まで
- 2 使用場所

3 使用目的

4 留意事項

- (1) 緊急運航の要請があった場合は、緊急運航を優先します。
- (2) 当日の天候等により運行不能になることがあります。
- (3) 活動場所付近の散水の必要性、飛散物の有無の確認、地上担当職員の配置、風向・風速の確認表示（吹き出し・発煙筒）等の他、必要事項について消防防災航空隊との緊密な連絡調整に努めてください。

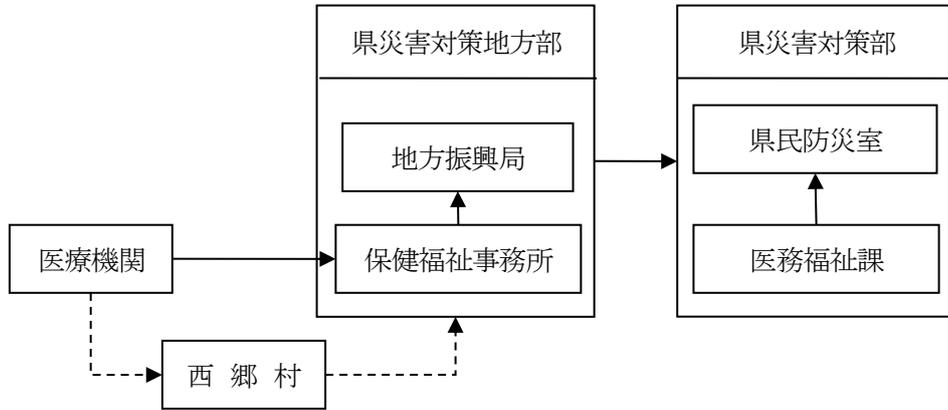
(連絡先 福島県消防防災航空隊（福島県消防防災センター内）電話 FAX)

6. 医療救護関係

6.1. 福島県災害救急医療システムネットワーク実施要領

(1) 災害発生時における緊急連絡ルートの特則

① 被害状況の収集・報告の流れ



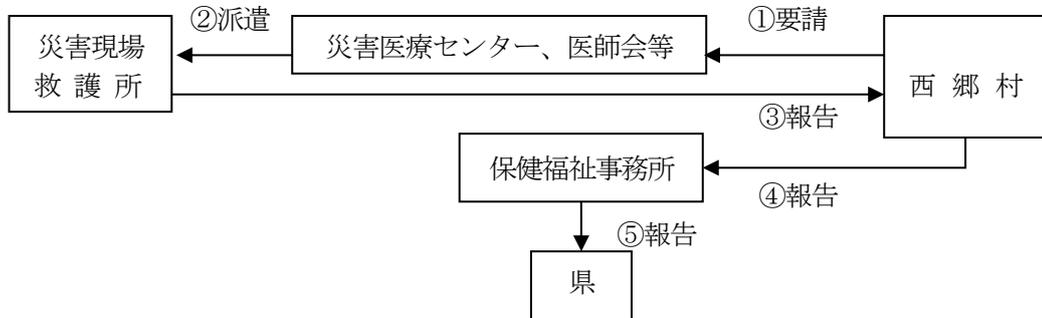
注) 医療機関は、公衆回線が不通で保健福祉事務所に連絡がとれない場合には、村防災行政無線（FAX）により行う。

② 医療救護班等の派遣・要請の流れ

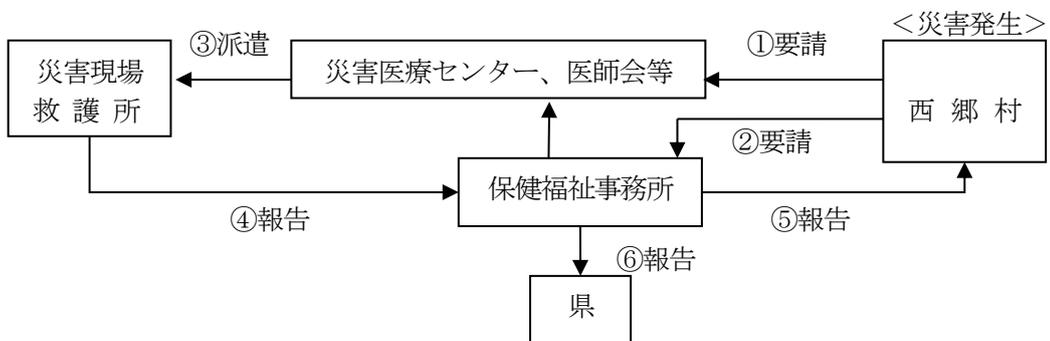
ア 被災地内の場合

a) 災害現場、救護所

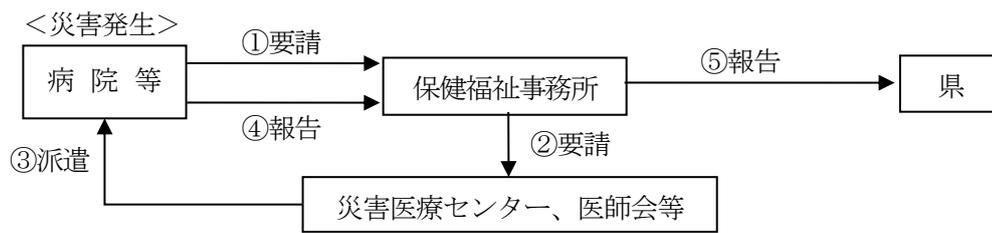
[村から直接医師会等に要請する場合]



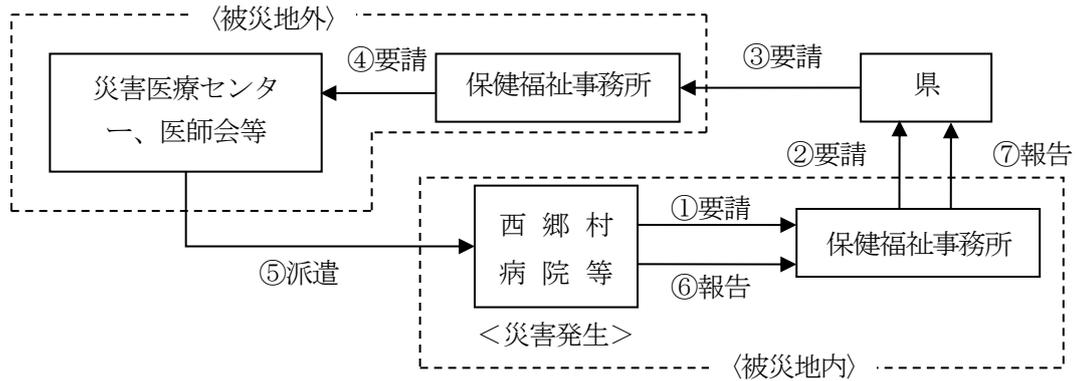
[保健福祉事務所が村の要請を受けて医師会等に要請する場合]



b) 病院等



イ 被災地内から被災地外へ要請する場合



7. 避難関係

7.1. 避難所

施設名	所在地	電話番号
米小学校	大字米字向山 59-1	25-2127
みずほ保育園	大字米字向山 18	25-3720
下折口原地区集落センター	大字熊倉字折口原 790-6	25-5766
西郷村文化センター	大字熊倉字折口原 76-1	25-2755
間の原コミュニティセンター	大字米字間の原 70-12	25-6383
西郷幼稚園	大字小田倉字中島 223	25-4332
村民体育館	大字小田倉字蛇口 1-4	25-1102
まきば保育園	大字小田倉字小田倉原 1-40	25-4044
山下多目的研修センター	大字小田倉字上川向 31-3	—
保健福祉センター	大字小田倉字上川向 76-1	25-3910
西郷村転作技術研修センター	大字小田倉字豊城 55-1	—
下新田コミュニティセンター	字豊作東 7	27-2136
小田倉小学校	大字小田倉字原中 2	25-2353
大平コミュニティセンター	大字小田倉字大平 87	25-2948
大清水多目的集会施設	大字小田倉字大清水 98	—
羽太小学校	大字熊倉字折口原 790-5	—
上羽太コミュニティセンター	大字羽太字新宿 52	25-2138
下羽太地区集落センター	大字羽太字新宿 52-2	25-4370
西郷第一中学校	大字羽太字狸屋敷 93	25-4327
鶴生地区公民館	大字熊倉字火打山 106	25-2135
熊倉コミュニティセンター	大字鶴生字内川岸 44	—
柏野コミュニティセンター	大字熊倉字火打山 130	25-4375
真船コミュニティセンター	大字柏野字湯泉 183	25-5455
内山住宅集会所	大字真船字小塚前 41-4	—
熊倉小学校	大字熊倉字内山 118	—
米農林漁家・婦人活動促進施設	大字熊倉字折口原 36	25-2438
上折口原農林漁家・婦人活動促進施設	大字米字館岡 29	25-7339
西郷村立幼稚園	大字熊倉字折口原 96-4	25-7799
長坂多目的集会施設	大字米字館岡 1	25-4466
報徳地区集落センター	大字長坂字長坂 105-4	—
川谷小・中学校	大字真船字蒲日 30	25-4352
追原コミュニティセンター	大字真船字蒲日向 269	25-0066
川谷保育園	大字鶴生字由井ヶ原 54	25-4374
芝原多目的集会施設	大字真船芝原 16-15	25-0257
伯母沢コミュニティセンター	大字真船字芝原 243-3	25-4699
一の又多目的集会施設	大字小田倉字馬場坂 324-2	—
上野原コミュニティセンター	大字小田倉字上上野原 174-1	25-5856
西郷第二中学校	大字小田倉字上野原 459-31	25-1953
上野原農民研修センター	大字小田倉字上野原 462	25-2050
稗返地区公民館	大字小田倉字上野原 428	25-4317
黒川地区多目的集会施設	大字小田倉字馬場坂 32	—
真名子地区公民館	大字小田倉字上西平 13	—

施設名	所在地	電話番号
虫笠地区集落センター	大字羽太字下前田 22-1	—
由井ヶ原地区公民館	大字羽太字谷地田 38-3	—
羽太グリーンタウンコミュニティセンター	大字鶴生字由井ヶ原 365-1	—
谷地中コミュニティセンター	大字羽太字清水窪 1-177	—
東高山集会所	大字熊倉字東高山 1-125	—
定住促進住宅子安森宿舍集会所	字裏山南 2	—
岩下団地集会所	大字小田倉字岩下 75-1	—
段ノ原集会所	大字鶴生字段の原 167-2	—

7.2. 避難場所

施設名	所在地	電話番号
米多目的運動広場	大字熊倉字下山 8	—
米小学校校庭	大字米字向山 59-1	25-2127
村民野球場	大字小田倉字中島 26	25-5935
小田倉小学校校庭	大字小田倉字原中 2	25-2353
羽太小学校校庭	大字羽太字新宿 52	25-2138
西郷第一中学校校庭	大字熊倉字火打山 106	25-2135
熊倉小学校校庭	大字熊倉字折口原 36	25-2438
川谷小・中学校校庭	大字真船字蒲日向 269	25-0066
西郷第二中学校校庭	大字小田倉字上野原 462	25-2050

7.3. 福祉避難所

施設名	所在地	電話番号
星の郷みらい（小規模多機能型居宅介護）	大字米字中山前 157	21-8257
星の郷みらい（グループホーム）	大字米字中山前 157	21-8438
ほっとアクト「あるく」	大字米字上畑 20	21-6055
高齢者生活支援センター（西郷村社会福祉協議会）	大字熊倉字折口原 96-1	25-5454
那須甲子青少年自然の家	大字真船字村火 6-1	36-2331
福島県からまつ荘	大字真船字芝原 341-8	25-3103
福島県けやき荘	大字真船字芝原 341-7	25-3104
福島県さつき荘	大字真船字芝原 341-6	25-3102
福島県かしわ荘	大字真船字芝原 341-4	25-3105
福島県ひばり寮	大字真船字芝原 29-4	25-3112
福島県かえで荘	大字真船字芝原 189-1	25-3106
福島県きびたき寮	大字真船字芝原 142-8	25-3107
福島県やまぶき荘	大字小田倉字上野原 452-1	25-2106
太陽の国交流センター	大字小田倉字上上野原 5-1	25-3100
グループホームひよりの里	大字小田倉字大平 103-7	25-6688
ラポール那須望館（サ高住）	字屋敷裏西 26	21-6606
介護老人保健施設ニコニコリハビリ	字下前田東 4	24-2525

7.4. 災害警戒区域内の要配慮者利用施設

浸水想定区域内要配慮施設一覧（水防法第15条関連施設）

番号	施設名	所在地	施設種類	河川
1	西郷村立幼稚園	米字館岡 1	学校施設	阿武隈川
2	小田倉小学校	小田倉字原中 189	〃	堀川・谷津田川
3	西郷第一中学校	熊倉字火打山 5	〃	阿武隈川
4	西郷第二中学校	小田倉字上野原 459-1	〃	堀川・谷津田川
5	太陽の国クリニック	真船字芝原 29-4	医療施設	〃
6	かねこクリニック	道南東 11	〃	〃
7	ニューロクリニック	下前田東 5-1	〃	〃
8	デイサービス「ふれあいの家」	小田倉字上川向 76-1	介護施設	〃
9	デイサービスセンター八福神 式番館	屋敷裏西 26	〃	〃
10	太陽の国やまぶき荘	小田倉字上野原 452-1	〃	〃
11	ニコニコリハビリ	下前田東 4	〃	〃
12	シニアホームこもれば	小田倉字小田倉原 35-7	〃	〃
13	ラポール那須望館	屋敷裏西 26	〃	〃
14	太陽の国ひばり寮	真船字芝原 29-4	障がい者施設	〃
15	太陽の国けやき荘	真船字芝原 29-4	〃	〃
16	甲子の郷希望の家	小田倉字上川向 97	〃	〃
17	白河めぐみ学園	小田倉字上上野原 158-1	〃	〃
18	白河こひつじ学園	小田倉字上上野原 156-1	〃	〃
19	川谷保育園	真船字芝原 16	児童福祉施設	〃
20	小田倉児童館	小田倉字原中 185-1	〃	〃

土砂災害警戒区域内要配慮者利用施設一覧（土砂災害防止法第8条関連施設）

番号	自然現象 の種類	施設名	所在地	施設種類
1	土石流	太陽の国クリニック	真船字芝原 29-4	医療施設
2	急傾斜	やすらぎの家	鶴生字由井ヶ原 176	介護施設
3	土石流	太陽の国さつき荘	真船字芝原 341-6	介護施設
4	土石流	太陽の国ひばり寮	真船字芝原 29-4	障がい者施設
5	土石流	太陽の国きびたき寮	真船字芝原 142-8	障がい者施設
6	土石流	太陽の国からまつ荘	真船字芝原 341-8	救護施設
7	土石流	太陽の国かえで荘	真船字芝原 189-1	障がい者施設
8	土石流	太陽の国かしわ荘	真船字芝原 341-4	障がい者施設
9	土石流	西郷支援学校	真船字芝原 151-1	学校施設

8. 被害調査関係

8.1. 被害の認定基準

被害区分		認定基準
人の被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが死亡したことが確実な者。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者。
	負傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者。 (重傷) 1か月以上の治療を要する見込みの者 (軽傷) 1か月未満で治療できる見込みの者
住家の被害	住家	現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうか問わない。
	棟	一つの建築物をいう。 主屋より延べ面積の小さい建築物(同じ宅地内にあるもので、非住家として計上するに至らない小さな物置、便所、風呂場、炊事場)が付着している場合は同一棟とみなす。 また、渡り廊下のように、二つ以上の主屋に付着しているものは切半して、それぞれを主屋の附属建物とみなす。
	世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。(同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然2世帯となるわけである。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿、その他これらに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者については、原則としてその寄宿舎等を1世帯として取り扱う。)
	全壊	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊、若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ面積の70%以上に達したもの、又は住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の50%以上に達した程度のもとする。
	大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のもとする。
	中規模半壊	居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のもとする。
	半壊	住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には損壊部分が、その住家の延べ面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のもとする。
	準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のもとする。
	一部損壊	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊、半壊には該当しないが、土砂、竹木等のたい積により一時的に居住することができないもとする。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したもとする。

被害区分		認定基準	
非住家の被害	非住家	住宅以外の建物でこの報告中、他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。なお、この被害は、全壊・半壊の被害を受けたもののみ記入する。	
	公共建物	役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供せる建物とする。	
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。	
その他	田の流失・埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。	
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。	
	畑の流失・埋没・畑の冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。	
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。	
	道路		道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものとする。
		損壊	道路の全部又は一部の損壊、又は崩土により通行不能あるいは通行規制になったもの及び応急処理が必要なものとする。
		冠水	道路が水をかぶり通行不能となったもの及び通行規制が必要なものとする。
		通行不能	道路の損壊又は冠水等により通行が不能になったものとする。
	橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋で全部又は一部が流失したもの及び損壊により応急修理が必要なものとする。	
	河川		河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水制、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
		破堤	堤防等破堤により水が堤内にあふれ出たものとする。
		越水	堤防等は破堤していないが、水が堤防等を乗り越えて堤内へ流れ込む状態のものとする。
		その他	破堤や越水はしていないが、堤防法面が損壊する等応急修理が必要なものとする。
	港湾漁港	港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項及び漁港法（昭和25年法律第137号）第3条に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾・漁港の利用及び管理上必要な臨港交通のための施設とする。	
	砂防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。	
	崖くずれ	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第2条に規定する急傾斜地崩壊防止施設及び急傾斜地の崩壊（いわゆる崖くずれを含む。）による災害で人命、人家、公共的建物に被害があったものとする。	
	地すべり	地すべりによる災害で、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第2条に規定する地すべり防止施設及び人命、人家、公共的建物に被害のあったものとする。	
	土石流	土石流による災害で、人命、人家、公共的建物に被害のあったものとする。	
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。	
鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。		
船舶被害	ろ・かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ、航行できない程度の被害を受けたものとする。		
通信被害	災害により通話不能となった電話の回線数とする。		

被害区分		認 定 基 準
り 災 世 帯		災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
り 災 者		り災世帯の構成員とする。
公立文教施設		公立の文教施設をいう。
農林水産業施設		農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設とする。
公共土木施設		公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港及び下水道とする。
その他の公共施設		公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公共又は公共の用に供する施設とする。 災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については、査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ書きするものとする。
公共施設被害市町村数		公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
そ の 他	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする
	水産被害	農林水産施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

被害の程度及び応急対策状況（経過）要請事項等の記載の主たるものを例示すると、次のとおりである。

- ・ 人、住家の被害状況及びこれに対する災害救助活動状況
- ・ 避難の状況
- ・ 主要河川、海岸、ため池、砂防設備、港湾等の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況、復旧見込
- ・ 主要道路、交通機関の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況、復旧見込
- ・ 学校、病院、庁舎等重要公共施設の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況
- ・ 電力、ガス、水道、通信施設等公益事業施設の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況、復旧見込
- ・ 農林水産業施設、農林水産物の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況、復旧見込
- ・ 応援要請又は職員派遣の状況

9. 災害救助関係

9.1. 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

福島県災害救助法施行細則（令和5年6月2日）による

救助の種類	対象	費用の限度額	適用	期間						
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者を収容する。	(基本額) 避難所設置費 1日1人当たり340円 (加算額) 高齢者、障害者等で、避難所の生活において特別な配慮を必要とする者を収容する福祉避難所を設置した場合においては、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算する。	1 学校、公民館等の既存の建物を充てることを原則とするが、これら適当な建物が得難い場合には、野外に仮小屋を設置し、天幕を設営し、又はその他の適切な方法により実施する。 2 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館等宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。	災害発生の日から7日以内						
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 建設型応急住宅の費用は、設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、1戸当たり6,775,000円以内 2 賃貸型応急住宅は、世帯の人数に応じて、1に定める規模に準ずることとし、その借上げのために支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。	1 建設型応急住宅 (1) 建設型応急住宅の設置は、原則として、公有地を利用する。ただし、適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することができる。 (2) 建設型応急住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、50戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できる。 (3) 福祉仮設住宅を建設型応急住宅として設置することができる。 (4) 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費とする。 2 賃貸型応急住宅 賃貸型応急住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借り上げ、これを提供しなければならない。	1 建設型応急住宅設置は災害発生の日から20日以内着工 2 供与できる期間は、完成の日から建築基準法第85条第3項又は第4項の規定による期間内とする。						
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に避難している者 2 災害により現に炊事のできない者	費用は、主食費、副食費、燃料費等とし、一1人1日当たり1,230円以内	1 食品の給与は、被災者が直ちに食べることができる現物によるものとする。	災害発生の日から7日以内						
飲料水の供給	災害により現に飲料水を得ることができない者	水の購入費並びに給水及び浄水に必要な機械、器具等の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品費及び資材費とし、当該地域における通常の実費		災害発生の日から7日以内						
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全壊（焼）半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他日用品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏期（4月～9月）、冬期（10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ次に掲げる品目の範囲内において現物をもつて行うものとする。 (1) 被服、寝具及び身の回り品 (2) 日用品 (3) 炊事用具及び食器 (4) 光熱材料	災害発生の日から10日以内						
		区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	
		単位円								
		全壊・全焼・流失	夏	19,200	24,600	36,500	43,600	55,200	8,000	
			冬	31,800	41,100	57,200	66,900	84,300	11,600	
半壊・半焼・床上浸水	夏	6,300	8,400	12,600	15,400	19,400	2,700			
	冬	11,100	13,200	18,800	22,300	28,100	3,700			

救助の種類	対象	費用の限度額	適用	期間
医療	医療の途を失った者（応急的に処置）	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損修繕等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者…協定料金の額以内	1 医療は、救護班によつて行ふ。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合においては、病院又は診療所（あん摩、マッサージ指圧師、はり師若しくはきゆう師又は柔道整復師法を含む。）において、医療を行うことがある。 2 医療の範囲 (1) 診療 (2) 薬剤又は治療材料の支給 (3) 処置、手術その他の治療及び施術 (4) 病院又は診療所への収容 (5) 看護	災害発生の日から14日以内
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であつて、災害のため助産の途を失った者	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の2割以内の額	1 助産の範囲 (1) 分べんの介助 (2) 分べん前及び分べん後の処置 (3) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給	分べんした日から7日以内
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費、燃料費等とし、費用額は当該地域における通常の実費		災害発生の日から3日以内
被災した住宅の応急修理	1 住宅が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者	1 居室、炊事場及び便所等日常生活の必要最小限度の部分に対し、現物をもって行ふ。 1世帯当たり706,000円以内（2以外） 2 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 1世帯当たり343,000円以内		災害発生の日から1ヵ月以内
学用品の給与	住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、次の金額以内 小学校児童1人当たり4,100円 中学校生徒1人当たり4,400円 高等学校等生徒1人当たり4,800円	被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行ふ。 (1) 教科書 (2) 文房具 (3) 通学用品	災害発生の日から（教科書）1ヵ月以内（その他学用品）15日以内
埋葬	災害の際死亡した者について、死体の応急的処置程度のものを行う。	埋葬費 1体当たり 大人（12歳以上）201,000円以内 小人（12才未満）160,800円以内	埋葬は、棺又は棺材をもって、次の範囲内において行ふものとする。 (1) 棺（付属品含む） (2) 埋葬及び火葬（賃金職員等雇上費含む） (3) 骨つぼ及び骨箱	災害発生の日から10日以内
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者	搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費、燃料費等とし、費用額は当該地域における通常の実費		災害発生の日から10日以内
死体の処理	災害の際死亡した者についての	(洗浄・縫合、消毒等) 1体当たり3,500円以内	1 死体の処理は、次の範囲内において行ふものとする。	災害発生の日から10日以内

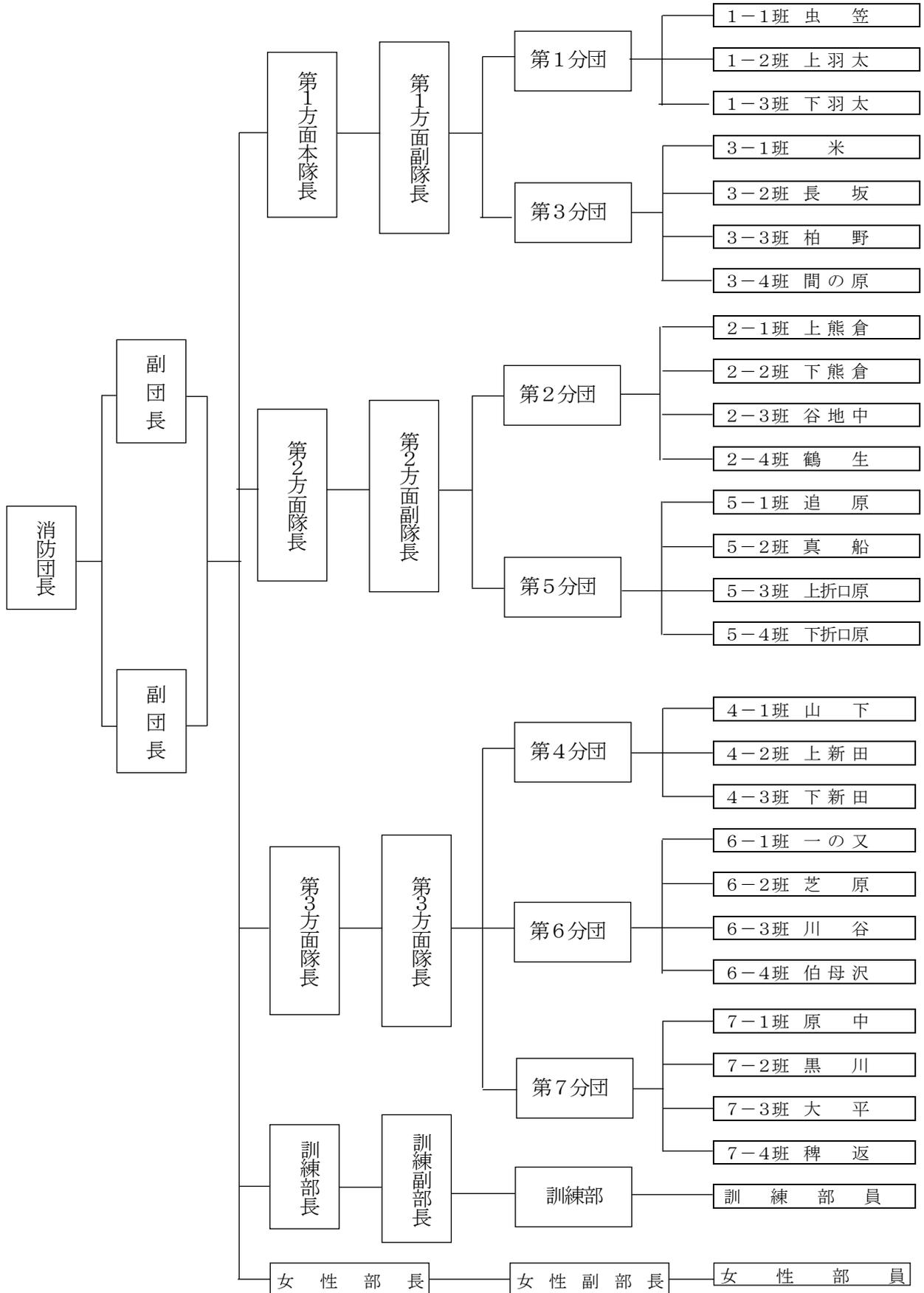
資料編

救助の種類	対象	費用の限度額	適用	期間
	死体に関する処理（埋葬を除く。）	（一時保存） 既存建物借上費 通常の実績 既存建物以外 1体当たり 5,500円以内 （検案） 救護班以外は慣行料金以内	(1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置 (2) 死体の一時保存 (3) 検案 2 検案は原則として救護班が行う。 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は、当該地域における通常の実績を加算できる。	以内
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で、自らの資力では除去することができない者	ロープ、スコップその他除去のために必要な機械、器具等の借上費又は購入費及び輸送費並びに賃金職員等雇用費等 1世帯当たり 138,700円以内		災害発生日から10日以内
応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費		当該地域における通常の実績	支出する範囲は、次に掲げる措置に要する費用 (1) 被災者の避難 (2) 医療及び助産 (3) 被災者の救出 (4) 飲料水の供給 (5) 死体の捜索 (6) 死体の処理 (7) 救済用物資の整理配分	救助の実施が認められる期間以内

救助の種類	範囲	費用の限度額等	期間	備考
実費弁償	災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者 同第10条第5号から第10号までに規定する者	1人1日当たり 医師、歯科医師 24,100円以内 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士 15,800円以内 保健師、助産師、看護師 15,800円以内 救急救命士 14,200円以内 土木技術・建築技術者 15,600円以内 大工 30,700円以内 左官 28,400円以内 とび職 29,900円以内 地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその100分の3の額を加算した額以内	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費並びに宿泊費は、常勤職員の均衡を考慮して算定した額

9.2. 消防団の組織等

西郷村消防団組織図



資料編

消防団員数

階級	団長	副団長	部長	副部長	分団長	副分団長	班長	副班長	団員	計
人員	1	2	4	4	7	7	14	28	264	330

消防団定員配置表

	団長	副団長	訓練部長	方面本部長	訓練副部長	方面副本部長	分団長	副分団長	班長	副班長	団員	計	ラッパ隊
本部	1	2	1	3	1	3						11	第4分団第1班及び第2班に所属する団員が兼務
第1分団							1	1	1	3	38	44	
第2分団							1	1	2	4	31	39	
第3分団							1	1	2	4	40	48	
第4分団							1	1	1	3	24	30	
第5分団							1	1	3	5	52	62	
第6分団							1	1	3	5	34	44	
第7分団							1	1	2	4	44	52	
計	1	2	1	3	1	3	7	7	14	28	263	330	

消防施設状況

ポンプ車	小型動力ポンプ	小型動力ポンプ付積載車	防火水槽	消火栓(公設)
			40 m ³	
7	6	19	31	376